#### 奄美市公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 奄美市公衆無線 LAN 利用規約(以下「本規約」という)は、奄美市(以下「本市」という。) が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN」という。) の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

- 第2条 本市は、本規約に同意した者(以下「利用者」という。)に対して、無線 LAN を利用する 資格を付与する。なお、無線 LAN を利用するにあたり、本市への申請等は不要とする。
- 2 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(利用料)

第3条 無線 LAN の利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 無線 LAN の利用場所及び利用時間は別表に定める。ただし、利用時間については、イベント等の実施に合わせ変更できるものとする。

(利用の記録及び制限)

第5条 本市は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MAC アドレスの管理等を行い、これにより特定の Web サイトへの接続を制限できるものとする。

(無線 LAN 利用のための準備等)

- 第6条 無線LANの利用にあたり、利用者は次に掲げるものを準備することとする。
  - (1) 無線 LAN への接続機能を搭載した端末
  - (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
  - (3) Web ブラウザ等
- 2 無線 LAN を利用するために接続する SSID は「Amami\_City\_Wi-Fi」とする。
- 3 無線 LAN に接続するパスワード (WPA2 キー) は「59105910」とする。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。
  - (1) 著作権又はその他の権利を侵害する行為
  - (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為
  - (3) 本市又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
  - (5) 犯罪又は犯罪に類する行為

- (6) 選挙活動に関する行為(選挙期間中であるか否かを問わない。)
- (7) 性風俗, 宗教又は政治に関係する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを,無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用若しくは相手方の同意の有無に関わらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売,連鎖販売取引,業務提供誘因販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数 に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量なデータを送信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は本市若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為

#### (運用の中止)

- 第8条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの運用を中止できるものとする。
  - (1) 本市ネットワークのシステム保守若しくは工事を行う場合
  - (2) 戦争,暴動,騒乱,労働争議,天変地変,停電その他の非常事態により,無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線 LAN のシステムに障害等が発生した場合
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、本市が無線 LAN の運用上、中止が必要と判断した場合

# (免責)

- 第9条 無線 LAN の利用に関連して利用者等に次の各号に掲げる損害等が生じた場合においても、本市は一切の責めを負わない。
  - (1) 無線 LAN のサービス提供,変更,中止等によって利用者又は第三者に損害が生じた場合
  - (2) 無線 LAN を通じて登録,提供又は収集された情報の消失によって利用者又は第三者に損害が生じた場合
  - (3) コンピュータウイルス等の感染によるデータの破損又は漏えい等により利用者又は第三者 に損害が生じた場合
  - (4) 第7条各号に規定する行為によって利用者又は第三者に損害が生じた場合
  - (5) 前各号に掲げる行為のほか、無線 LAN の利用に関連して利用者若しくは第三者に損害が生じた場合又は利用者と第三者との間に紛争等が生じた場合

## (本規約の変更)

- 第10条 本市は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがある。
- 2 本市は、この規約を本市ホームページへ常時掲載するものとし、規約の変更を行った場合は、同ホームページ上で利用者に告知するものとする。
- 3 この規約の変更後に無線 LAN を利用した利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

## 附則

本規約は、平成26年5月1日から施行する。

# 別表(第4条関係)

施設名	利用場所	利用時間
奄美文化センター	奄美振興会館ロビー付近, 一万人ひろば付近	8:30~22:00
名瀬運動公園	総合体育館内,球場受付,多目的屋内練習場前	8:30~22:00
大浜海浜公園	第1駐車場付近	8:30~22:00
太陽が丘総合運動公園	総合体育館内	8:30~22:00
黒潮の森マングローブパーク	マングローブ館付近	8:30~22:00
奄美体験交流館	アリーナ付近	8:30~22:00

<sup>※</sup> 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。